

小野市低所得世帯物価高騰 緊急支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年4月から9月に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

小野市が申請書を受理した日から
2～3週間後が目安です。

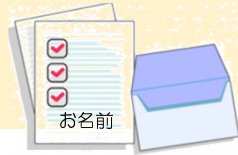
支給対象となる世帯と支給手続き

世帯全員の令和5年度「**住民税**」が
非課税の世帯

※住民税均等割が課税されている方の
扶養親族のみの世帯ではない世帯

予期せず家計が急変したことで令和
5年4月から9月の任意の1カ月の収
入が減少し、世帯全員が「**住民税非課
税相当**」となった世帯（**家計急変世帯**）

- 対象となる世帯に対して、給付内容や確認事項が書かれた申請書又は支給対象通知書を送付する予定です。
- 申請書が届いた方は必要事項を記入して、記載された期限までに**返送してください**
- 支給対象通知書が届いた方は申請不要です。



申請が必要です

- 小野市では、電話によるお申し出のあった方に申請書を順次発送します。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに**返送してください**。
- 申請期限：令和5年10月31日（火）

! 収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）、お住まいの市町村にご連絡ください。

お問い合わせ

小野市市民福祉部社会福祉課 低所得世帯緊急支援給付金担当

☎0794-63-1000(代表)

受付時間 平日8:45～17:15